

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地方法人課税の見直し	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>法人住民税 — 均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。</p> <p style="margin-left: 40px;">[税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円</p> <p style="margin-left: 20px;">— 法人税割 { 法人税額に応じた負担を求める。</p> <p style="margin-left: 40px;">[税率] 道府県民税 : 法人税額の3.2% 市町村民税 : 法人税額の9.7% }</p> </div> <p>法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人 { 所得割（税率：3.1%）※年800円超の所得 （外形課税対象法人） } 外形標準課税（付加価値割：0.72%、資本割：0.3%） ・ 資本金1億円以下の普通法人 （所得割（税率：6.7%）※年800万円超の所得） ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業 （収入割（税率：0.9%）） <p>地方法人特別税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人 （基準法人所得割額 × 93.5%） （外形課税対象法人） ・ 資本金1億円以下の普通法人 （基準法人所得割額 × 43.2%） ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人 （基準法人収入割額 × 43.2%） <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○ 地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。</p>	
関係条文	地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 地方法人特別税等に関する暫定措置法 等	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税について地方税全体の中でそのあり方を見直すことにより、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進、国内雇用の確保を図る。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進を図るための環境改善が急務。 ・ このため、法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討し、地方法人課税のあり方を見直す必要がある。 ・ また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。 4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。 5. 国税と地方税の計算方法の相違等により、事務負担が過大であることや、連結納税制度がなく損益通算ができない等の問題がある。
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-1 経済基盤</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 について (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) (抄)</p> <p>(1) 歳入改革 ② 税制の構造改革 (改革の基本方針)</p> <p>i) 成長志向の法人税改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。 <p>○ 法人税の改革について (平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ) (抄)</p> <p>1. 法人税改革の趣旨 (略)</p> <p>国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。</p> <p>2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し (法人事業税を中心に)</p> <p>② 改革の方向性 (略)</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業立地環境の改善により、企業の競争力の強化、外資系企業の立地促進、国内雇用の確保等の効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望